

# 令和4年度



## 守谷市放課後児童クラブ利用案内

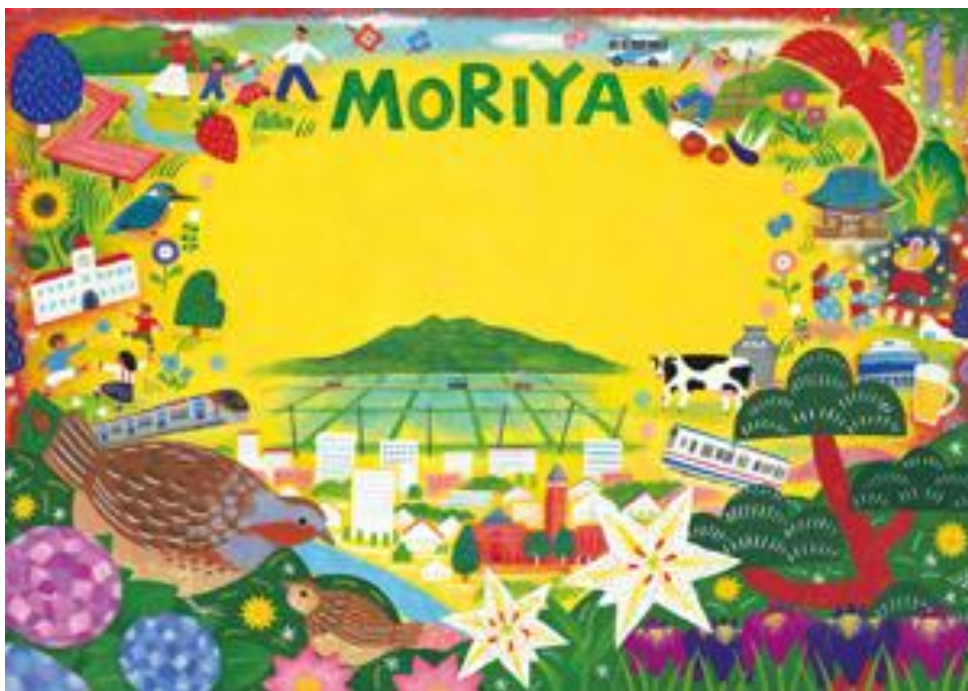


守谷市では、放課後の子どもの健全育成を図るため、「放課後子ども総合プラン」として「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」の事業を連携して、各小学校単位で実施しております。

「放課後児童クラブ」は、放課後帰宅しても保護者（父・母）及び同居の親族の就労又は疾病等により留守家庭となる小学1年生から6年生の児童を放課後の一定時間預り、支援員等の指導のもと適切な生活及び遊びを通して健全育成を図っています。

一方「放課後子ども教室」では、全児童を対象に放課後に小学校施設を活用し、地域の方々の協力を得ながら「児童の居場所づくり（遊びや体験等）」を行っております。

「放課後児童クラブ」への入所児童については、活動の一環として「放課後子ども教室」（未定）参加児童と一緒に一定時間活動します。



### お問い合わせ窓口

守谷市教育委員会 生涯学習課 生涯学習グループ  
〒302-0198 守谷市大柏950番地の1  
電話 0297-45-1111（内線 273・274）  
FAX 0297-45-5703

## 1 目的

保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図るとともに、保護者の子育てを支援します。

## 2 運営方法

守谷市が設置する市内9か所の児童クラブは、全て民間会社に運営を委託しています。

## 3 開所日時・閉所日

開所日時	平日	下校時～午後7時	※延長保育有り
	土曜日・学校休業日	午前7時30分～午後7時	※早朝・延長保育有り
閉所日	日曜日		
	国民の祝日に関する法律に規定する休日		
	8月13日から8月16日		
	年末年始（12月29日から1月3日）		

※春休み及び冬休みの児童クラブ開所期間は、公立小学校の長期休業期間に準じます。

※早朝保育 午前7時から午前7時30分まで（別途料金）

※延長保育 午後7時から午後7時15分まで（別途料金）

- ◆天候の悪い日等、児童の安全を考慮し早めのお迎えをお願いすることがあります。
- ◆新型コロナウイルス感染症等の感染症流行や自然災害の発生（見込み）等により、利用できない場合があります。
- ◆習い事等で一度クラブから退室した場合は、同じ日に再びクラブを利用することはできません。

## 4 実施場所

児童クラブ名	所在地	連絡先	定員
守谷小学校児童クラブ	本町858番地	TEL 48-1964	240
御所ヶ丘小学校児童クラブ	御所ヶ丘五丁目15番地	TEL 48-9310	75
松ヶ丘小学校児童クラブ	松ヶ丘四丁目12番地	TEL 44-8110	160
郷州小学校児童クラブ	みずき野五丁目4番地1	TEL 48-8163	80
黒内小学校児童クラブ	(第1・第2児童クラブ) 百合ヶ丘二丁目2349番地	TEL 48-4509	80
	(第3・第4児童クラブ) 百合ヶ丘二丁目2540番地の1	TEL 48-1177	80
	(第5・第6・第7・第8児童クラブ) 百合ヶ丘二丁目2540番地の1	TEL 21-8118	160
松前台小学校児童クラブ	松前台二丁目16番地	TEL 48-8977	80
高野小学校児童クラブ	高野1342番地	TEL 46-3447	75
大井沢小学校児童クラブ	薬師台四丁目12番地	TEL 45-6466	160
大野小学校児童クラブ	野木崎492番地	TEL 48-0093	80

## ●土曜日利用の場合

守谷小学校児童クラブ	守谷小・郷州小・高野小の児童
黒内小学校児童クラブ	黒内小・松ヶ丘小・大野小の児童
松前台小学校児童クラブ	松前台小・御所ヶ丘小・大井沢小の児童

※開所時間

午前7時30分～午後7時

(早朝希望者は午前7時～ / 延長希望者は午後7時15分まで)

※実施施設は3児童クラブの予定です。(利用希望者数により変更有り)

※毎月10日までに、翌月の土曜日利用計画書を提出してください。

◆勤務の都合等により利用施設の相談に応じますが、利用人数により応じられない場合もあります。

## 5 利用対象児童

守谷市在住または市内小学校の小学1年生から6年生までの児童

※私立または市外の小学校に通学する児童については、原則住所が属する小学校区のクラブを利用することとなります。

## 6 利用期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで。

利用要件を満たさなくなった場合(家庭での保育が可能となった場合など)は、その月までの利用となります。

## 7 利用要件

保護者がどちらも次のいずれかの要件に該当するため、放課後や長期休業期間などに児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居親族その他の人が児童を保育することができないと認められる場合。

利用要件	要件の概要(必要書類は4ページ)	承諾期間
就労	常時仕事をしていること ※週3日以上, 1日4時間以上	就労期間
出産	出産前後で児童の保育ができない	産前6週間・産後8週間
疾病	長期の治療を必要とする疾病もしくは負傷により保育できない	児童の保育が出来ない期間
看護・介護	長期にわたり, 病気や障がいの親族を介護している	
就学	就学や職業訓練等のため児童の保育ができない	就学期間
災害復旧	災害復旧にあたっていること	児童の保育が出来ない期間
その他	上記に類する状態で市長が利用を認める場合	



## 8 提出書類

- ① 児童クラブ入所申込書 児童一人につき1枚
- ・ 現在の状況を漏れなく記入してください。
  - ・ 祖父母等が同居している場合は、世帯の別に関係なく同居者全員を「家族氏名」の欄に必ず記入してください。
- ② 児童の間診票 児童一人につき1枚
- 心身の発達や言葉に遅れがある、持病がある、アレルギーを持っている児童は、「その他」の欄に具体的にご記入ください。
- 記入していただいた内容は、審査に影響するものではありません。
- ③ 利用要件を確認、証明する書類 (下記のとおり)

利用要件	必要とする書類
就労	<b>就労証明書／産休・疾病等申告書</b> 別紙「就労証明書」に勤務先で証明を受けてください。 (土曜日利用の場合は、土曜日勤務記載のこと) ※兄弟等で入所希望する場合は、児童1人分で構いません。 ※同居の65歳未満全員分の提出が必要となります。
出産	<b>就労証明書／産休・疾病等申告書</b> 母子健康手帳の写し(表紙と出産予定日が分かるページ) ※産前6週間、産後8週間
疾病	<b>就労証明書／産休・疾病等申告書</b> 医師の診断書又は身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者手帳のいずれかの写し
看護・介護	<b>就労証明書／産休・疾病等申告書</b> 介護を要する者の病状等が記載された医師の診断書又は身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者手帳・要介護認定書等の写し
就学	<b>在学証明書・学生証の写し・授業のカリキュラムの写し</b>
災害復旧	<b>罹災証明書の写し</b>
就労予定	<b>確約書</b> 入所後1か月以内に就労できない場合は退所となります。

◆申請内容に変更が生じた場合、申請を取り下げの場合は、速やかに市役所生涯学習課にご連絡ください。(45-1111) 平日8:30~17:15



## 9 利用料等

### (1) 児童クラブ保育料

(単位 円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月～金 利用	4,500	3,500	3,500	5,000	5,000	3,500	3,500	3,500	4,000	4,000	3,500	4,500
月～土 利用	5,500	4,500	4,500	6,000	6,000	4,500	4,500	4,500	5,000	5,000	4,500	5,500

※利用の有無にかかわらず、登録している月は保育料が発生します。

※日数による日割りは行っていません。

◇長期休暇のみ申込の場合

	春 (4月)	夏 (7月)	夏 (8月)	冬 (12月)	冬 (1月)	春 (3月)
月～金 利用	1,500	2,500	4,000	1,000	1,000	1,500
月～土 利用	2,000	3,000	4,500	1,500	1,500	2,000

◇夏休み休所の場合※

7月 休所	8月 休所
2,500	1,000
3,500	1,500

※夏休みに児童クラブを休所する場合、前月15日までに「休所届」を提出すると減額されます。

### (2) 納入方法

- ・口座振替

手続き方法については、入所決定後にお知らせします。

- ・納付書

コンビニエンスストア、市役所会計課窓口または金融機関でお支払いしていただきます。

※引落日（支払期限）は、毎月原則26日。

※口座振替でのご協力をお願いします。

### (3) 児童クラブ保育料の減免

次のアからオに該当する方は、保育料の減免を受けることができます。入所決定後に「児童クラブ保育料減免申請書」に関係書類を添えて提出してください。

- ア ひとり親世帯で令和3年度の住民税が非課税世帯で、住民税課税の同居者がいない場合 ※令和3年度非課税証明（令和3年1月1日以降転入の方）
- イ 同一世帯に児童クラブ利用児童が2人以上いる場合（2人目以降）

- ウ 生活保護世帯に該当する方
- エ 児童が病気等で月の全日数欠席することを事前に児童クラブに届け出た場合
- オ 災害その他やむを得ない理由があるとき（被災状況が分かる罹災証明書等写し）

#### (4) 早朝・延長利用

時間外保育	開所日	時間	料金 (1日につき)	申込み方法
早朝	土曜日 学校休業日	午前7時～午前7時30分	100円	「守谷市児童クラブ入所申込書」下段の早朝・延長利用希望欄に○
延長	開所日全日	午後7時～午後7時15分	100円	

※減免適用有り

#### (5) 傷害保険

児童クラブ内及びクラブと自宅の通常の経路中での万が一の事故に備えて、傷害保険への加入が必要です。

①保険料は800円です。途中退所の場合でも返還されません。

(保険料は、入所の時期に関わらず一律の金額となります)

②保険内容

【死亡保険金】	2,000万円
【後遺障害保険金(最高)】	3,000万円
【入院保険金(180日限度)】	日額 4,000円
【通院保険金(30日限度)】	日額 1,500円
【賠償責任保険支払限度額】	対人・対物賠償 合算1事故5億円 ただし、対人賠償は1人1億円
【突然死葬祭費用保険支払限度額】	180万円

④ 適用期間

令和4年4月1日（午前0時）から令和5年3月31日（午後12時）まで

#### (6) 活動費（保護者会）

毎月のおやつ・児童が使用する消耗品代等として、児童1人につき2,500円程度を児童クラブに納めていただきます。金額は児童クラブごとに保護者会で決定します。

## 10 入所審査等

### (1) 入所決定について

保護者の就労状況等について審査し、入所の必要度の高い順に決定いたします。

[1]第1学年から第6学年の学年が低い順

[2]同学年の場合は次の順

- ① ひとり親家庭の児童
- ② 保護者の疾病等のため保育ができない家庭の児童
- ③ 保護者が共に就労している家庭の児童

## (2) 障がいのある児童について

障がいのある児童については、個別に面談をさせていただく場合があります。

### 1 1 入所決定

4月入所の方は、2月中旬に申請保護者宛に通知します。

5月以降の入所の方は、前月の下旬に申請保護者宛に通知します。

### 1 2 入所後の注意事項

#### (1) 入所決定の取り消し

次に該当する場合は、入所決定の取消し又は退所していただく場合があります。

- ① 集団での指導が困難と認められる児童の場合
- ② 児童クラブの運営上支障があると認められる児童の場合
- ③ 保護者等の離職により、家庭において保育ができる状態となったとき
- ④ 児童クラブ保育料を滞納したとき
- ⑤ 入所の申請に虚偽又は不正があった場合

#### (2) クラブの利用にあたって

- ① 家庭状況が変わった場合（住所や家族の状況等）は、速やかにその旨を届出してください。
- ② 長期（1か月）欠席する場合は事前に「児童クラブ休所届」を前月の15日までに提出してください。提出がない場合や、期日後の提出の場合は保育料が発生します。
- ③ 利用内容の変更および退所する場合は、変更および退所予定月の前月15日までに「児童クラブ変更届」または「児童クラブ退所届」を提出してください。
- ④ 帰宅方法  
午後7時までには、必ず保護者又は登録している大人（高校生以下は不可）のお迎えをお願いします。なお、当日緊急の事情により約束の時間までにお迎えができない場合は、必ず早めに児童クラブに連絡してください。  
◆継続的に午後7時を過ぎる方は、ファミリーサポートセンターのご利用をお願いします。ご協力いただけない場合は、退所となります。
- ⑤ 与薬は原則行いません。やむを得ず与薬の介助が必要な場合はクラブの方へ、必ず事前にご相談ください。
- ⑥ 緊急や大事なお知らせは、メール配信します。必ずメール登録をしていただきます。

#### (3) 学校・クラブが休校・閉所の場合

災害（台風、地震、降雪等）が発生した場合や発生が予想される場合、又は集団風邪・感染症等により学校が休校になった場合は、児童クラブも閉所または休所となります。授業途中で休校となった場合も原則として閉所します。また、学級閉鎖の場合も該当クラスの児童は利用できません。

なお、学校の長期休業中に閉所となる場合（震度5弱の地震など）は、生涯学習課又は児童クラブから連絡します。お預かり中の場合は、早急にお迎えをお願いします。

※連絡方法については、『入所決定通知書』にてお知らせします。





#### (4) 安全対策

- ①事業を実施する施設の点検など，児童の周辺の状況を配慮し，事故の未然防止に努めています。
- ②問診票を確認し，アレルギーなど支援が必要な場合は，随時，保護者と相談をしています。
- ③火災，地震，不審者侵入，Jアラートなどの緊急時のマニュアルを整備し，避難訓練を実施しています。
- ④外活動の始まりと終わりには，準備体操・ケガの有無の確認を行っています。

#### (5) クラブでの過ごし方

クラブの目的は「生活の場」の提供です。学習に取り組むような指導は行いますが，学習内容を教えることは行いません。

#### (6) 新型コロナウイルス感染症に関するお願い

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため，次のことにご理解・ご協力ください。

- ① 万一，クラブ内で感染者が確認された場合は，保健所指導により，必要な措置を取るため，一定期間，児童クラブを休所します。
- ② お子さん本人だけでなく，同居家族が発熱の症状がある場合，また，濃厚接触者に特定されPCR検査を受ける場合は，「陰性」の検査結果が分かるまで，お子さんのご利用はご遠慮ください。
- ③ 保育料の日割り計算は行いません。また，クラブ内で感染者が確認され，臨時休所となった場合も，原則保育料の還付はいたしませんので，ご注意ください。
- ④ 臨時休所中は状況により，どうしてもご家庭に1人でいられない1～3年生のみを預かる「緊急特別利用」を実施する場合があります。
- ⑤ 保護者の皆様には，日頃からお子さんにご自身の体調に十分ご注意ください，いざという時のために，ご家庭での保育についてご検討くださいますようお願いいたします。新型コロナウイルス感染症は日々状況が変化しており，市の対応も急きょ変更することがありますので，プランメールは必ず受信できるようにしてください。

